



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4187号 2018.2.2 発行

【平成カウントダウン(4)】社会保障の悪平等を見直せ コスト無視で公共施設頼り、年々ひどく... 産経新聞 2018年2月1日



衆院第二議員会館にある豪華保育所「キッズスクエア永田町」

日本人の生活や公共政策をみて「非常な疑問だ」と思うのは、コスト無視で公共施設に頼ることが年々ひどくなっていることだ。(夕刊フジ)

「待機児童ゼロ」というスローガンも合理性を欠く。子供を安価で保育所に預けられることを容易にし、施設の質や、保育の時間や質を改善すれば、これまで自分で子育てしてきた人も預けるよ

うになるからきりが無い。保育士の給与が安いというが、保育料が安いから当たり前である。

介護施設でも、病院でも、施設に預けた方が安価でサービスが充実しているとなれば、自分で面倒が見られる人も預けるようになる。

病院や学校、福祉施設でまれに事故が起きたり、建物が焼けたり壊れたりしたら、大騒ぎで責任を設置者は問われる。だが、自宅にいても起きる程度のリスクは仕方ない。自宅ならば耐震補強をしなくてもいいのに、公共施設では過度な補強が必要というのも合理的ではない。

私は、子育てなら、子ども手当とか税率控除を思い切って手厚くして、あとは個人がそれぞれの選択で、施設に預けたり、自宅で有料サービスを利用する、誰かに頼む、自分で面倒を見る一などの選択することを基本とすべきだと思う。

また、公共施設も価格によってサービスの差を付けるべきだ。

クルーズ客船で、価格によって部屋や食事、施設使用に差があっても問題は起きていない。教育や医療に富裕者が多くの支出をして、高いサービスを求めることが悪であるはずがない。大都市の中心部では、サービス価格を地方より高くすべきだ。国会議員会館や霞が関にある超豪華なバカ安保育所などヤミ給与だと思う。

もちろん、節約することが子供や高齢者への虐待になったり、社会的損失につながることは困る。例えば、公教育の質は維持されるべきだし、育児放棄なら強制的に施設に入れて子ども手当から徴収するようなことも必要だ。要はバランスだが、日本は悪平等に傾きすぎだ。

大事なことは、国民が自分自身で工夫し、それぞれにとってコストパフォーマンスのいい子育て、医療、介護などを実現することだと思う。経済的に余裕がある人が、質の高いサービスを求めて支出することで、給与が高い新しい雇用も生み出されるのである。

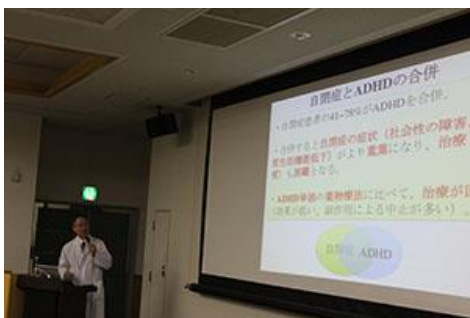
■八幡和郎 (やわた・かずお) 1951年、滋賀県生まれ。東大法学部卒業後、通産省入省。フランス国立行政学院(ENA)留学。大臣官房情報管理課長、国土庁長官官房参事官などを歴任し、退官。作家、評論家として新聞やテレビで活躍。徳島文理大学教授。

著書に『消えた江戸300藩の謎』（イースト新書Q）、『韓国と日本がわかる最強の韓国史』（扶桑社新書）など多数。

## ADHD合併自閉症のメカニズム 医大が解明

わかやま新報 2018年02月01日

注意欠如・多動性障害（ADHD）が合併した自閉症について、原因が脳の神経細胞「シナプス」内の遺伝子異常にある可能性が高いことが、和歌山県立医科大学医学部解剖学第2講座の森川吉博教授らの研究で明らかになった。発症メカニズムの一つが解明されたことで、治療法の開発につながることを期待されている。



### 研究成果を説明する森川教授

1月31日同大で記者発表した森川教授によると、自閉症は発達障害の一つで、同じ行動を繰り返すことやこだわりの強さ、社会的コミュニケーション障害などの症状が見られる。約50人に1人の割合で発症するといわれるが、原因や病態は不明で、根本的な薬物治療法は開発されていないという。ADHDも発達障害の一つで、集中が続かない、黙ってられないといった不注意や多動性、衝動性などが主な症状。自閉症患者の4～8割がADHDを合併しているといわれ、症状が重篤化し、治療も難しくなるという。

森川教授らは2010年からマウスを使って実験を行い、脳の中で神経細胞同士が情報をやりとりする場所「シナプス」に注目。シナプスの中にあり、自閉症のリスク遺伝子であることが報告されている「キール3」を欠損させたマウスをつくり、通常のマウスと比較した。キール3欠損マウスは人間の声に相当する超音波の発声回数が多く、立ち上がった同じ行動を繰り返す頻度が高いなど、ADHDを合併した自閉症に類似する行動が見られ、発症の新しいメカニズムが明らかになったという。

森川教授は「自閉症は特に珍しい病気ではない。今回の研究で大きな原因の一つが分かった。病態に基づいた治療法の開発につなげたい」と話した。

また、県立医大はこの日、「高齢者の生活の質を向上させるための新しいアシスト技術の開発に関する研究」について、昨年12月に世界保健機関（WHO）から正式に開始の承認を受けたことを報告した。

リハビリテーション医学講座の田島文博教授によると、入院患者の足に筋電図を着け、その信号をホストコンピューターに送信することで毎日の活動量を記録するシステムの開発を目指す。

日常の活動量低下は体力を低下させ、起立、歩行などの生活動作を困難にすることから、高齢者の日常の活動量を評価することが重要であり、同システムの開発により、足の筋力を維持するために必要な活動量などを明らかにすることが期待できるという。

田島教授は「高齢化が進む中、身体の活動を活発化させることは医療費の伸びを抑えることにもつながる」と話し、取り組みの意義を強調した。



## 歩道にショベルカー突っ込む 聴覚支援学校児童ら5人負傷、1人心肺停止 運転の男「ブレーキ間違えた」 大阪・生野

産経新聞 2018年2月1日

歩道に重機が突っ込んだ事故現場＝1日午後4時54分、大阪市生野区（本社ヘリから）

1日午後4時ごろ、大阪市生野区桃谷の市道交差点で、道路沿いの歩道にショベルカーが乗り上げ、近くの大阪府立生野聴覚支援学校の教員や児童計5人が次々とはね

られた。このうち女兒（11）が心肺停止状態で、ほかの4人も骨折などのけがをした。

大阪府警生野署は同日、自動車運転処罰法違反（過失運転致傷）の容疑で、ショベルカーを運転していた建設作業員、佐野拓哉容疑者（35）を現行犯逮捕。「信号が青から赤に変わったときに停止しようとしたが、ブレーキとアクセルを踏み間違えた。交差点に立っていた5人くらいに大けがを負わせてしまった」と供述している。

同署や消防によると、心肺停止の女兒のほか、別の女兒（11）と教員の女性（45）が骨盤骨折の重傷、もう1人の教員女性（41）と男児（11）も頭や足に負傷した。

現場は校舎北側の歩道。児童3人はいずれも同校の小学部5年生で、けがをした教員2人に付き添われて下校中だったという。

同校は聴覚障害のある3歳児から中学生までの児童生徒らが学ぶ施設。

佐野容疑者は近くで道路工事中だったとみられる。工事現場の関係者から「ショベルカーが歩道に乗り上げた」と119番があった。

現場はJR大阪環状線桃谷駅から北に約300メートルの市道交差点で、支援学校のほか店舗や住宅が立ち並ぶ地域。

同校関係者は「何が起きたのか分からないが、うちの生徒も巻き込まれたようだ」と心配そうに話した。

## 障害者の自立をサポート 奈良・生駒市が支援事業を開始 生活相談や一人暮らし体験も

産経新聞 2018年2月1日



### 地域生活支援拠点事業を行う「ラベンダー」

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、奈良県生駒市は今年1月から、障害者の独り立ちや集団生活を後押しする支援事業を始めた。家族が病気や事故に見舞われた際に障害者を一時的に保護したり、将来的にグループホームへの入所を考えている人に集団生活を体験する機会を提供したりするもので、県内では初めての取り組み。

国は平成27～29年度、障害者の高齢化や重度化を見据え、切れ目のない支援体制を整備する目的で「障害福祉計画」を構築。各市町村に1カ所の地域生活支援拠点を整備することを定めた。同市はこれに基づき、市内の社会福祉法人「いこま福祉会」が運営するグループホーム「ラベンダー」を拠点に、障害者の生活や自立を支援する事業をスタートさせた。

同事業では、一人暮らしを目指す知的障害者の生活相談に乗るほか、介護する親や家族が介護ができなくなった際には障害者を一時的に保護。また、介護者が亡くなった後、自宅を離れて生活することを考えている知的障害者には、グループホームでの集団生活に加え、マンションで宿泊する機会も提供するという。

同市の担当者は「事業は障害者個々に合った支援をするための核となる。家族だけで悩みを抱えず、気軽に相談してほしい。これを機に、地域ぐるみで支援ができるように市民にも啓発していきたい」と話している。

問い合わせは同市障がい福祉課（電）（0743・74・1111）または、地域生活拠点事業所ラベンダー（（電）0743・71・6522）。

## 障害者に“強制的に不妊手術” 優生保護審査会の資料入手

TBS ニュース 2018年2月1日

旧優生保護法に基づき、障害者に不妊手術が行われていた1960年代の手術実施通知書などが見つかり、当時、家族が希望していなくても手術が強制的に進められていたこと

がJNNの取材で分かりました。

1948年から1996年まで施行されていた旧優生保護法は、遺伝性疾患や知的障害のある患者らに本人の同意なしでも不妊手術を行えると規定しています。

JNNが入手したのは、法律に基づく不妊手術が最も多かった北海道で手術が妥当かを審査していた優生保護審査会の資料で、1963年、男女37人について道へ不妊手術を申請していたことが分かりました。このうち2人については、家族が手術を希望していませんでしたが、審査会は「手術を受けなければならない」としています。

旧優生保護法に基づく不妊手術については、宮城県の女性が憲法違反だとして国に損害賠償を求める裁判を起こしています。

#### 社説：この改定では介護保険の未来が危うい 日本経済新聞 2018年2月2日

政府は介護サービスの公定価格である介護報酬を4月に改定する。介護保険制度を安定的に維持するには、メリハリをつけながら総額の伸びを抑えることが欠かせないが、一連の見直しはあまりに踏み込みが足りない。団塊世代がすべて75歳以上になる2025年に向け、一層の改革が要る。

介護報酬は事業者の経営状況などを勘案して政府が3年ごとに見直している。医療の診療報酬改定は2年ごとで、18年度は6年に1度の同時改定の年だ。医療職の人件費などに充てる診療報酬本体は0.55%増が決まっている。

介護報酬の総額については0.54%増が決まっていたが、政府はこのほど個々のサービスの具体的な内容と金額も定めた。

今回の見直しの柱は、利用者の自立支援や重度化防止につながるサービスの後押しだ。リハビリを重視したほか、心身機能の維持・改善で一定の成果を上げたデイサービスに報酬を加算する仕組みも盛り込んだ。

ただ、今回の加算はわずかだ。どのような介護サービスが効果的なのか。実践と研究を積み重ねることで、幅広く改定に反映していく必要がある。

介護費用の膨張を抑える策は不十分だ。特に問題なのは料理や掃除などを手伝う訪問介護の生活援助だ。担い手を増やすため資格要件を緩和するが、それにとまなう報酬の減額は45分以上でも20円。サービスの過剰利用を防ぐ対策も始まるが、効果は未知数だ。

介護の総費用額は制度創設時(00年度)の3.6兆円から17年度は10.8兆円に増えた。25年度には20兆円との推計もある。

介護職員の処遇を改善し人材を確保するのにも費用がかかる。真に必要な人に質の高いサービスを届けるためにも、制度の根幹に切り込んでいくべきだ。

第一に、公的な保険でカバーする範囲と自分で負担してもらおう範囲を改めて見直すべきだ。たとえば生活援助では、軽度者を給付対象から外すべきだろう。

国民の負担を増やす議論も避けては通れない。今は保険料を払うのは40歳からだが、これを20歳以上に広げるのが一案だ。低所得者に配慮しつつ、利用者の自己負担を上げる方法もある。

負担は軽いままサービスは手厚い。そんな魔法の処方箋はない。国民の理解を求め、改革を実行するのは政治の責任だ。

#### 社説：札幌11人死亡 脆弱な防火態勢の改善を急げ 読売新聞 2018年02月02日

高齢者らが身を寄せる共同住宅の火災は、多くの犠牲者を出しやすい。防火態勢の重要性を改めて思い知らされる。

札幌市にある生活困窮者向けの共同住宅「そしあるハイム」が全焼し、11人が死亡した。16人の入居者の多くは高齢者であり、身寄りがなく、生活保護費を受給していた。

元々は旅館だった木造2階建ての建物だ。自立支援を促す民間事業所が運営していた。

各部屋に石油ストーブがあり、1階には灯油タンクも置かれていたという。

消火器は1、2階にあったが、スプリンクラーは設置されていない。夜間は職員が不在だった。

足腰の弱い入居者も多かった。内部の廊下は「1人しか通れないほど狭かった」との証言もある。深夜に出火すれば、避難がままならず、大きな惨事となることは容易に想像できただろう。

札幌市は、この共同住宅の実態を把握できていなかった。

入居費は月3万6000円だった。食事も提供していた。市は「無届けの有料老人ホームの疑いがある」とみて、事業所側に何度も問い合わせたものの、回答は得られなかったという。

介護の必要がある高齢者が多い有料老人ホームであれば、スプリンクラーなどの設置が義務付けられる。費用がかさむのを嫌って、届け出を怠っていたのか。

事業所の代表は「申し訳ないという気持ちでいっぱいだ」と謝罪した。関係者は「弱者救済のためだった」と強調している。

そうだとすると、多数が犠牲になったことに対する結果責任は重大である。高齢者を入居させる上での態勢整備が不十分だった、と言わざるを得ない。

群馬県渋川市で2009年に起きた高齢者施設「静養ホームたまゆら」の火災で、入居していた10人が死亡した。13年の長崎市での認知症グループホーム火災では、5人が犠牲となった。

相次ぐ惨事を教訓に、消防法令が改正され、高齢者施設などでの火災報知機やスプリンクラーの設置基準が強化された。

だが、今回のように「下宿」なのか、有料老人ホームなのか判然としない建物では、防火態勢はいまだ脆弱なのが実態だろう。

高齢者が安く寝泊まりできる施設には、根強い需要がある。それらに可能な限り行政の目を行き届かせることが必要だ。

行政には、届け出を待つのではなく、自ら実態把握に赴く積極的な姿勢が求められる。

## 【主張】札幌の住宅火災 安全対策は尽くされたか 産経新聞 2018年2月2日

札幌市の共同住宅で火災が起き、多数の死傷者が出た。自力で逃げることのできないお年寄りや体の不自由な人が暮らしていた。

安全管理が手薄でなかったか検証すべきである。命を守る対策の徹底を求めたい。

火災は深夜に起き、木造の古い建物は激しい炎と煙に包まれた。入居していた16人のうち11人が死亡する惨事となった。

この共同住宅は、民間の会社が生活困窮者らの自立支援施設として運営していた。生活保護費などを入居費にあてる仕組みで、入居者には認知症や介護が必要な人も多かった。

建物は元旅館で下宿に用途変更して使っていた。火災報知機はあったが、スプリンクラーは設置されていない。法令上、設置義務がないという。

昼間は職員が常駐していたが夜間は不在だった。

災害時、お年寄りや障害のある人は、自らの判断で避難できない例もある。未然防止や被害を広げない防火対策はもちろんのこと、避難誘導を含め、災害弱者へのより高い安全対策が求められる。

その認識が十分だったか。

安全管理の柱である防火対策については、スプリンクラーによる初期消火が効果的である。施設の利用状況を踏まえた法令改正なども当然検討すべきだ。

特別養護老人ホームなど設備の整った施設に入れない人は多い。高齢化が急速に進む中で、小規模で共同生活を送るグループホームなどへのニーズも高い。

経済的に困窮する高齢者らの受け入れ施設が足りないことも深刻で、今回のような施設

に居場所を求める人が増えている実態を知るべきだ。

そうした施設では安全対策が疎（おろそ）かになりがちだ。

実際に高齢者や認知症の人らが暮らす共同住宅などの火災で、多くの死傷者が出るなど痛ましい事態が繰り返されている。

夜間の宿直職員を置いてはいても、人数が足りず緊急時に対応できなかった例も起きている。

施設の運営管理者はもちろんのこと、国や自治体も命をあずかる責務の重さを踏まえ、指導や対策を強めるべきだ。

弱者を守る対策の強化は、地域の多くの人の安全を図ることにもつながるはずだ。

## 社説 支援住宅火災で11人死亡 貧弱な「居住福祉」の現実 毎日新聞 2018年2月2日

札幌市にある生活困窮者らの自立支援住宅「そしあるハイム」が全焼し、入居者計11人が死亡した。

困窮者や高齢者の施設で多数が犠牲になる火災は何度も起きている。その度に防火対策の不備や避難しにくい建物の構造が問題とされた。

今回の火災は、築40年以上の古い旅館を改装し「下宿」として届け出ている住宅で起きた。夜間は職員がいなかったという。防火設備や職員の配置は十分だったのか、火災の際の避難誘導などの措置は適切だったのか、詳しい検証が必要だ。

当時、この住宅には40～80代の16人が住んでいた。大半は生活保護受給者で、家賃は3万6000円。75歳以上の後期高齢者が多く、足の不自由な人もいた。新たな住居や就職先が見つかるまで一時的に入居する場とされていたが、高齢のために介助の必要な人も多かったという。

住居のない困窮者はピークの2003年に2万5296人だったが、16年には6235人へ減少した。しかし、65歳以上が約4割を占め、70歳以上も13%。10年以上ホームレス状態の人も3割を超える。高齢化と長期化が課題となっている。

住居を失うと、ハローワーク登録、アパートの入居手続き、年金受給手続きなどが困難になる。軽度の知的障害、精神障害がありながら、障害者手帳を持っていないため、福祉制度を利用できない人もいる。

困窮者を支援している団体の多くは公的な補助金が十分に得られず、自ら資金を調達して活動している。運営費が確保できないため、古くて狭いアパートや空き家を改装して困窮者を支援せざるを得ない実情もある。人手も不足している。

日本の困窮者対策は、居住の確保のための支援が乏しく、就労支援に重点が置かれている。生活保護には住宅手当、生活困窮者自立支援事業には住居確保給付金という制度もあるが、対象が離職者で就労能力や意欲がある人に限定されている。支給期間も短い。

今回の火災の背景には「居住福祉」を軽視してきた日本の困窮者支援の現実があるのではないか。

高齢や病気のため就労が難しい困窮者は増えている。住む場所や生活を支援する「居住福祉」を手厚くしないと悲劇は繰り返されるだろう。

## 社説：共同住宅の火災 弱者の安全を守らねば 北海道新聞 2018年2月2日

生活困窮者らの住まいで、またもや多くの命が失われた。悲劇の連鎖を断ち切らねばならない。

札幌市東区の共同住宅で火災が発生し、11人が死亡した。昨年8月に5人が死亡した秋田県横手市の火災など、近年、同様のケースが相次いで起きている。

こうした共同住宅の多くは、木造で老朽化しており、居室も密集している。被害が大きくなりやすく、福祉施設などに比べて行政の目も届きにくい。

関係機関は出火原因を徹底的に究明すると同時に、共同住宅や居住者の実態を把握し、再発防止策を講じる必要がある。

弱い立場の生活困窮者が安全に暮らす住宅をどう確保するかという視点も求められよう。

札幌の共同住宅は生活困窮者らを支援する合同会社が運営し、40～80代の入居者16人は大半が生活保護を受けていた。

保証人もなく、行き場のない人たちの「受け皿」の役割を果たしていたようだ。

共同住宅はスプリンクラーを備えていなかったが、法令による設置義務はないという。

とはいえ、これだけの犠牲者を出した責任は極めて重い。管理や運営について、詳しい調査と検証が欠かせない。

政府は2015年、消防法施行令を改正し、原則すべてのグループホームにスプリンクラーの設置を義務付けている。

入居者の安全を最優先に考えれば、低所得者向け共同住宅などにも対象を広げるのが望ましい。

ただし、家主や運営者任せにすれば、設置費用が家賃に上乗せされ、困窮者が入居できなくなる恐れがある。財政的な補助を含む公的支援を検討すべきだ。

防災上の問題に加え、生活の拠点を確保できない住宅弱者の現実を直視する必要がある。

低所得者向けの住宅は、生活保護費を搾取する「貧困ビジネス」に悪用される場合もある。

昨年、改正住宅セーフティーネット法が施行され、単身の高齢者や低所得者向けに、空き家や空き部屋を活用することになった。

入居者に介護などのサービスをどう提供するかといった課題もあるが、方向性はうなずける。

NPO法人など民間団体と緊密に連携して、実効的な制度に育ててもらいたい。

住まいは生活の土台だ。弱者を食い物にする貧困ビジネスを駆逐するためにも、住宅の公的な安全網を整えねばならない。

## 社説：困窮者住宅火災／実態踏まえた安全対策を

神戸新聞 2018年2月2日

高齢者らが暮らす札幌市の共同住宅で起きた火災で、入居者16人のうち11人が犠牲になった。深夜の発生で、介護の必要な人もいた。警察や消防による原因究明はこれからだが、建物の老朽化など被害を拡大する要因が重なったとみられる。

ホームレスの自立支援に取り組む運営会社が旅館だった木造3階建ての建物を借り、生活保護受給者らに居場所を提供していた。事実上、厚生労働省が定める「無料低額宿泊所」のような役割を果たしていた。

3年前には川崎市の簡易宿泊所の火災で高齢者ら28人が死傷するなど、同様の施設で惨事が後を絶たない。安全対策を急ぐ必要がある。

厚労省によると、無料低額宿泊所は全国で537施設が届け出ている（2015年6月末時点）。無届けの施設も行政が把握しているだけで約1200に上る。

こうした施設にスプリンクラーなどの設置義務はない。避難経路の整備や消火器設置など消防法の順守も法的な拘束力はなく、指針にとどまる。国は悪質な運営業者を取り締まる規制強化に乗り出す方針だが、安全基準も義務付けるべきだ。

急増する無届け有料老人ホームの防火対策も急ぎたい。

昨年12月に火災が起きた神戸市内の7階建て集合住宅は、老人福祉法に基づく届け出がされないまま、高齢者を住まわせ食事も提供する事実上のホームとして運営されていた。

3年前、入居者が救急搬送されたのを機に消防が査察し、昨秋には適正な防火設備設置を求める改善命令を出したが、対策が講じられていなかった。今回はけが人はなかったが、一歩間違えば惨事になりかねない。

全国の無届けホームは16年で約1200に達し、5年間で5倍近く増えた。利用者の

7割が病院やケアマネジャーからの紹介との調査もある。無料低額宿泊所と同様、身寄りがなく経済的にも苦しい高齢者らを受け入れているのが現状だ。

安全対策は不可欠だが、利用者の負担が増せば行き場を失う人を増やす恐れもある。困窮者が安心して暮らせる場をどう確保するか。実態を踏まえた支援を考えねばならない。

## 社説：支援住宅全焼 11人死亡／地域社会のケアが問われる

河北新報 2018年2月2日

生活に困窮する高齢者らが身を寄せ合って暮らす札幌市の自立支援住宅「そしあるハイム」で火災があり、男女11人が犠牲になった。

全入居者16人のうち13人が生活保護を受けていた。体が不自由で食事や入浴などに介護が必要な人もいたという。

社会的弱者の不遇の死はやりきれない。被害を抑える手だてはなかったのだろうか。

火災は1月31日深夜に発生。旅館を改築した木造一部3階の住宅はたちまち炎に包まれ、全焼した。入居者の個室は1、2階に計16室あり、各部屋に石油ファンヒーターが設置されていたという。

出火原因などは分かっていないが、低所得者向け施設の防火対策の難しさが、共通課題として改めて浮き彫りになった格好だ。

住宅の運営会社は入居者に1人当たり月3万6千円の割安料金で部屋を提供していた。昼は職員が常駐。夜間は不在になる管理体制だった。

住宅にはスプリンクラーの設置義務はなかったが、札幌消防局が2014年に査察した際、消防用設備の点検報告をしていなかった。16年12月の検査で法令違反がないことを確認したという。

法的に問題がないにせよ、「災害弱者」とも言える人たちの生活空間である。自力避難が容易でないことは明らかだ。運営者側には、万が一を見越した管理責任が課されていると認識すべきだった。

こうした低所得者向けの老朽施設やアパートの多くは、狭い部屋が何室も連なる混み合った構造になっている。いったん火災が起こると火の回りが早く、被害が拡大しやすいとされている。

昨年8月、横手市で生活保護を受けながら社会復帰を目指す精神障害者らが暮らすアパートが全焼。入居者5人が死亡した。当時1、2階の全28室中、25室が埋まっていた。年4回避難訓練を行っていたというが、非常時の対応は難しかったとみられる。

横手の場合は、地域で弱者の自立を支える「受け皿」不足の現実が、火災によってあらわになったケースだった。

決して防火体制が十分でない建物で、孤立した形で生活していた点では「そしあるハイム」も同様だ。

防火設備を設置したり、夜間の警備に費用をかけたりすれば家賃に跳ね返る。生活保護受給者の入居がかえって難しくなるという。

政府は、生活保護費のうち食費や光熱費に充てる「生活扶助」の支給額を新年度、最大5%引き下げる方針だ。単身高齢者は最大月約4千円減となる。

自立支援を促すと言いながら、生活保護切り下げが先行されるのでは受給者の行き場は限られていく。

これ以上、生活困窮者らの悲劇を生まないためにも、国は施設への補助や、地域社会でのケア充実など具体的な対策を進めるべきだ。

